

ゆっくりん♪ゆっくりん♪
ゆっくり走ろよ 福井県♪
ゆっくりん♪

**飲酒運転は犯罪!
人生を狂わせる!**

福井県交通安全協会のキャラクター
「ゆっくりん」のテーマソング
(ホームページで公開しています)

犯罪

NO!

飲酒運転による

取消し処分者

増加中!

安全運転は不可能!

見落としが増える
反応時間が遅れる
誤操作が増える



飲酒運転の代償を知っていますか?

! 罰金・免許の停止、取消し
! 最長20年の懲役 ※人を死亡させた場合
! 失業・生活苦・家庭崩壊
※車の修理・自身の治療費が全額自己負担

自転車や
電動キックボードの
飲酒運転も禁止です!



**ハンドル
キーパー**

ハンドルキーパー運動を!

「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動」の事です。

お酒を飲んでいると知りつつ車両を提供した人や、運転手が酒を飲んでいると知りつつ、その車両に同乗した人には罰則が与えられます。

乗らない!

飲んだら運転しない

乗せない!

飲んだ人に運転させない

飲ませない!

運転する人に飲ませない



会員皆様の会費で様々な交通安全活動を展開しています。

(一社)福井県交通安全協会



自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法の改正により



**自転車の危険な運転に
新しく罰則が整備されました**



●運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを
手で保持して、自転車
に乗りながら通話する
行為、画面を注視する
行為が新たに禁止され、
罰則の対象に！

※停車中の操作は対象外



違反者は、
**6月以下の懲役又は
10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、
**1年以下の懲役又は
30万円以下の罰金**

道
交
法
違
反
！

●酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転
のほか、酒類の提供や、
同乗・自転車の提供に
対して新たに罰則が整
備されました！

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

**自転車
運転者
講習制度**

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある
一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対
象となります。※受講命令違反は5万円以下の罰金

危険行為：信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り、安全運転義務違反、通行区分違反など